

平成21年3月19日

会議録 審査内容

◇会議録

1 日 時 平成21年3月19日

開会 13時30分 閉会 14時36分

2 場 所 幕別町役場 5階会議

3 出席者 6名

委員長 前川敏春

副委員長 芳滝 仁

委 員 中橋友子 斎藤喜志雄 前川雅志 千葉幹雄

議 長 古川 稔

4 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 国安弘昭

5 傍聴者 谷口和弥、野原恵子、増田武夫 一般4人

6 審査事件 陳情第3号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての
陳情書

7 審査結果 陳情第3号 不採択

8 審査内容 別紙

委員長 前川 敏春

◇ 審査内容

(13:30 開会)

○委員長（前川敏春） ただいまより、総務文教常任委員会を開会いたします。

付託された陳情の審査についてでありますけども、12日に引き続いてですね、継続審査であります、陳情の第3号、所得税法第56条の廃止を求める意見書の採択についての陳情書について審査をしていきたいと思います。

それぞれ委員の皆さん、12日、そして本日まで、いろいろな形の中で、資料を取り寄せながらですね、調査をしていただいたんだろうと思います。

それではですね、この審査に入るわけですけども、12日に引き続きまして、引き続きご意見があればですね、お受けをしたいなというふうに思います。

ご意見ございませんか。

質疑につきましては、12日にそれぞれ委員の方からいろんなご意見いただきしておりますが、再度。

前川雅志委員。

○委員（前川雅志） お時間をいただきまして、自分なりに調べさせてもらいました。

前回の総務文教委員会でも、お話をさせていただきましたが、所得税法第57条第1項の中に、青色申告者は、基本的に必要経費を算入できるとされております。

それと同条の第3項においては、白色申告者についても、一定額の算入が認められているということでありました。

86万円、50万円という金額でありますが、それを超すような所得を有する家族がいた場合には記帳をはじめとするしっかりとした法人としての手続きをとって青色申告をしていただくということが、正しい会社としての経営なのかなと思っているところでありますので、この所得税法第56条を廃止を求めていくということは、非常に難しいのかなと思っております。

○委員長（前川敏春） 今の前川雅志委員からのご意見をいただいたわけでありますけども、これに関連して。

中橋委員。

○委員（中橋友子） この陳情者は、今の所得税法56条の廃止ということであります。

今、57条の意見がございましたけど、提出者は、白色申告に基づく56条について、その内容の中の不合理性を正してほしいということで、出されております。

不合理性というのは、前回の委員会のときも申し上げましたように、申告をされる方は、その手法として青色選ぶとか白色を選ぶのか、それは、それぞれの考え方と選択できるものでありますから、青で整理されているから白の廃止は必要ないという、そういう流れで観察するものではないというふうに思います。その点ですね、白色申告を選ばれた方が現在の所得税法に基づいて、申告をした場合に、家族の労賃については、対価としては認められない。あくまでも、その控除額、経費としてですね、配偶者は86万、家族は50万ということでありますから、現実に白色を選択している方達の家族の方が、一般的に見て、それ以上の労働をしたとしても、それは対価として認められない、経費としては認められないという不合理性があります。

今回の陳情を提出された方は、その不合理性を正さなければならぬということで、廃

止をすることが、一番だということあります。

ですから、その申告制度を無くせということではなくて、50万以上を廃止するということですね、それから、付け加えて申し上げると、57条についても、この間、前回の審議以降にいりいろいろご指摘の意見もありまして、私自身もいろいろ調べてみました。57条は申告の制度として、青色を申告した人について適用されるものなんですが、そこでは、家族の労賃も認められているということと、もう一つ、第2項のところですね、同じように、しばりと同じような規定があるんですね、配偶者86万、家族50万と。これがですね、この白色と青色の違いというふうにみた場合には、この青色のその規定の次の方に、この86万、50万については、所得として認めるというのがあるんですね。それはつまり白色と青色を選択して、この金額、同じ金額を選ぶのだとしても、白色の場合には所得として認められないけれども、青色は同金額であっても所得して認められる。その違いがあるわけですね。

ですから、56条の方を廃止するにあたって、こちらと同じだからいいんだということにはならないということです。

したがいまして、いろいろ皆さんのご意見もお聞かせいただきと思いますが、私は、ずっと家族経営の中でね、実際運用されてきている人たちの労働の対価がきちっと認められるということが大事だと思いますし、申告制度として、白色も青色もそれぞれ大事な部分があり、申告の際の選択の自由も求めるという部分でも、正すところは正して、制度を維持するということが大事だと思います。

○委員長（前川敏春） 芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） この税法の流れを見て見ましたら、この形ができたのが、昭和27年の改正でできておるようでございます。

32年のときに、今の形になっておりまして、36年の改正において青色申告者とのバランスから、白色申告者に対しても一定の控除を認める専従者控除制度が設けられたと、これが56条の3条ですね、入っておったようあります。

昭和40年になって、所得税法の全面の改正が行われて、56条から離して57条というものを、いわゆる専従者の控除制度としてですね、分けられたという経緯があるようあります。

今、中橋委員のご指摘にありましたように、控除制度と所得ということでは、56条と57条では意味合いがまたそこで違ってくるだろうというふうなことも、見て見ましたら、わかつてきました。

そう考えたときに、いわゆる56条と57条は別もんだと、ある意味では別もんだというふうな形で、判断ができるんでなかろうかという、結局、56条無くしてみても、57条は生きているわけですから、だから、いわゆるそのところでは、控除という形で、白色の場合控除という形で枠を作っているわけですから、だから、56条がどうなっても別に、そうしたら、専従者でない場合は認められないのかといえば、認めないわけですから、だから、書いてなくたって、その専従者でない場合には、所得しか認めないわけですから、だから、別もんと見たときに、そのへんお流れはどうなのかなということがあります。ある意味では、57条まで話がいっているわけなんですけども、例えば控除枠の拡大だと、月7万ですからね、それが妥当なのかどうなのかというような、そういう、あくまでも控除だけでも、所得でなくて控除を法で認めるんだけども、その辺が妥当なのか、妥当でないのかと

いうふうなことが、そのどうなのかなという思いがあります。

そういう考え方であります。

○委員長（前川敏春） 他に、ご意見ございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） この所得税法の廃止につきましては、56条の廃止については、随分、古くから取り組まれてきたことなんだということを、これが陳情が提出されて結局、含めて、わかったところなんですね。結局、今、芳滝委員から所得税法の歴史的な流れについてのお話があつたんですけども、現時点でも、今の税法、白色の状況にしても青色の状況にしても、なかなか十分じゃないところがある。先ほどご指摘された月が7万のことがどうなんだということもあるでしょうし、青色があれば青色で、また、退職金が認められないとか、まだまだ不合理な点がたくさんある中の今の税法なんですね。

それで所得税法の56条については、もともとがどうしてこんなふうになったかということを紐解いてみたら、いただいた資料を読ませていただくとね、もともと、日本の家族経営の中で、家族に対して労賃を払うという、そういう習慣といいますか、意識といいますか、そういうのがなかったわけです。一つの家で仕事をすれば、それは世帯主が事業主として責任をもって経営をしていくんだけど、そこで働いている奥さんだとか子供さんというのは、あくまでも、その中で一つの家族としての労働であって、個人の労働として認められてこなかつたんですね。そこに、今回の改正してほしいという出発点があったのだというふうに思うのです。

どんな、問題があったかというと、結局、事業主と家族の場合には、この例えを国が、この法律を定めたわけですけども、定めた時には、事業の会計とそれから家計の会計が分かれていないのであるという、一緒になっている場合があると、あるいは、さつき言ったように、日本では従来から家族に給与を与えるという感覚がないよというようなことからは始まって、この制度がずっとやってきたんですね。でも、やっぱり、その不合理だということで、まだ30年前のままで、第72回の国会ですが、この自家労賃が認めるべきだというのがきっちり採択されているんですよね。それが放置されてきたということと、さらに、問題があるんですね。これ今、ここで陳情者が改めて申し立ててきたその背景というのもみました。その時期にきっちりね、廃止をする意見をあげて、そのことが国を動かしていくことになると思いますので、大変必要なことだと、私は思います。

○委員長（前川敏春） 他にご意見ございませんか。

芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 中橋委員の考え方とは、また逆に、できるなら青色申告の方法にもっていきましょうということで、税理士会等が、56条については必要じゃないのではないかと、それは、できるだけきっちりとした事業所として、認めておるんだから、そういう形にやって行きなさいよという意味で、その56条の廃止をしていくということで、進めているという面もあるんだと、私は聞かせていただいて、取り組んでいく立場から、立場上ね、いわゆる、女性の地位向上だとかというようなところから、取り組みでもあれば、全て青色申告にしなさいよというような形で取り組まれておる部分も問題なんだということが、聞かせていただいいて、なるほどなどと、その辺では難しい取扱いになっておるんだなというふうな、勉強させていただいてなりました。

必要なのか必要でないのかというような、どっちの方でも、そういうふうな形で取り組まれておる問題でありますから、両面を考えた上で、自分の意見というものは出していかんとならんのかなど、私は考えました。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 税理士会が56条を廃止するという決議をしていることは事実なんですよね。その時に、付帯決議というんですか、意見というんですかね、それが上げられているんですよ。

結局、なんていうんですか、その白色の場合の記帳の有無というんですか、今は白色でなくとも、どうあっても記帳は税理士とか、そういう状況にあるとは聞いていますけどもね、ただ、課税をする側からしてみれば、56条を廃止することによって、きちんと帳簿上整理されていないのに、給料と認めるよというようになっていけば、全員がはいるというようなことも課税する側からみれば心配されるというようなことにね、それが、56条を廃止していいけども、57条の中でね、きちんと位置付けていくというような流れとしてあるということは、十分理解するんですね。でも、だからと言って56条の、所得して認めないというようなものは、やはりこの時代の流れからいっても、適切ではないと思います。

57条の中の所得として認める同じ金額だけね、所得して認めるということは、大事なことだなというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 芳滝委員

○委員（芳滝 仁） 56条と57条は違いますので、あくまで専従者ということで、56条は専従者になっていないんですね、その条文を見ますとそうですから。だからその辺は扱いとしては違うんだということがあろうかと思います。だから、一つの、どっちも専従者なんだという形では、それは私は議論できないだろうと思います。上のは専従者ではない規定ですから。

条文をみましたらそうなっておりますので、57条はこれは専従者ということになっていますから、その辺が専従者ということで、ある程度の義務をはっきりさせて、その上で86万、50万という格好になっているわけですので、その辺はちょっと、なんですか、私の場合は分けて考えていかんとならんだろうと、その性質のね、56条と57条というのは、私はちょっと性質的に違っておるんだろうと思います。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） この文面にあるとおりに、56条については、要するにね、専従者と認める、本当は労賃として認めない。つまり、あくまで控除なんですよ。86万、50万というのは、必要経費の中の一つというような見方であって、家族の労働を専従者と、私、専従者と認めていいといったつもりではなかったんですけどもね、認められていないから、やっぱり駄目だと、税の中ですっと、これ見て見ましたら、こちらにもそうですけども、家族の場合ですか障害者の場合もそうなんですが、人としてみていただけないという言い方してしまえば大変きついんでうすけども、専従者というふうになれば、者ですから、人ですよね、ところが、56条については、それを認めていないんですよ。だから、問題なんです。あくまでも経費扱いなんだよということですね。ここは、もし、私の認識が違っているというふうに捉えられていたら、そこはそういう考え方です。

○委員長（前川敏春） 他にご意見ございませんか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 前段にね、基本的な考えは前川委員も、そして芳滝委員も仰ったようなことと変わりません。ただ、一つだけですね、この間、資料をいただきましたよね、これは、アバウトな資料だと思って、これ、勘違い皆さんされたら、あれなんですね、私も道税理士会が出しているということなんですから、さる税理士にですね、聞きました。

確かに、国にあげたんではないということみたいですけども、56条を廃止してほしいということを書いて出したそうですね。それは、ちょっと、そこは間接的なんすけども、日本の全日本の税理士会にあげたような話ですけども、その内容なんすけども、ある部分、中橋委員の言っているように、この税法ができてから旧所得税法第11条の2から発展してきて、55年ぐらいがたって、家族構成ですかとか、いろいろな実態として変化してきてるので、廃止した方がいいのではないかということなんです。

そして、青色申告については、専従者控除を必要経費として認めていると、従って、従ってなんすけども、正しい記帳、これ帳簿の作成ですかとか、保存のことを言っているのですけども、そういったことを前提としてですね、適正な対価は必要経費に算入すべきでないかということを言っていると。

ですから、ここは、この陳情書とは根本的にちょっとずれるんですけども、そういう条件を付してですね、そういう時に限って認めたらいいんではないかということなんですね。

税理士会で出しているのは。ですから、なんの前提というか、条件もなしに56条を廃止しれということではないんですね。税理士会で出しているのは。

しかし、そこは、我々は、我々として当然判断しなければなりませんけども、参考までにですね、税理士会はそういう条件、前提条件がついて廃止したらどうだというような内容でありますので、お知らせをしておきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 大体それぞれご意見が出尽くしたんでないかなというふうに思います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 今、税理士会のこのどこに提出されているかというのが、発言があつたんですけども、それぞれ、あげられた税理士会は国に意見書を上げているというふうに聞いております。

だから、幕別で頂いた資料が、全部というふうには押されておりませんけれども、自分が調べた資料の中では、幕別の資料よりは上げたところは少ないんですけども、国に上げているということでね、それは、確かです。

それと、やっぱり、税理士会ですらこういうことが問題になるということは、そういう、要求があるからそういうふうになっていくんだと思うのですよね。

そして、一番税に関わって、直接それを職業とする人たちからみてどうかということでありますから、只今、千葉委員が言われましたけども、無条件ではない、付帯決議がついているということはその通りであります。ただ、それは56条を廃止するという上に立ってね、その上に出されている意見でありますから、根本は違うということでは、私はないというふうに思います。

したがって、この陳情をだされた人たちも、自分達の考えがありますけども、税理士会のこういう決議をしていますというね、両方の情報を提供されております。

もし、それが、根本的に違うものであれば、陳情書にそういった資料等が提出してこないと思うのですけどもね、併せてきておりますので、根本が違うということではないということは申し上げておきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 根本というのはですね、結局、陳情が上がってきたのは、要するに、無条件でいろいろ理由はつけてますけどもね、何故そうなのかということは言ってますけども、それは、今の状況の中で白色ですよね、白色の中で必要経費として対価を認めなきいということですよね。この、税理士会で出したものを見ると、前段はいいんですけども、ただ、やっぱりその条件として、正しい記帳、限りなくですね、青なんですよね、これ言っているのは。そうした場合に認めなさいということを言っている。ですから、全くその中身、廃止されということは同じですけども、無条件で廃止されというのか、それとも、こういう条件がつけた場合、廃止した方がいいんじゃないかということとは違うと思うのですよね。ですから、その辺、税理士会の方でね、出しているのはそういう中身だというふうに私は理解しておりますので、税理士会が出したから我々もどうだということではありませんけどもね、参考までにそのようなことです。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 一番その私はこの56条そのものについて、どこに矛盾があつて問題点があるのか、いいのか悪いのか先ずそこが出発点だと思うのですよね。

そこに立って、繰り返しになりますが、56条については、専従者というのが認めないんだというようなことから、認めて欲しいということで出発していって、そのこと自体は、議決したそれぞれの地方議会であつても、あるいは税理士会であつても、そこを基本に認めているから廃止にしていいと、先ず前段はそこなんですよね、その上にたって、この先ほど言いましたように、税が不正といいますか、そういうふうに至らないように、結局、いろんな新しい法律を作つてやるからとか、それから、先ほど千葉委員言われたような、付帯意見にあるような中身を整理してはどうかというようなことも一緒に提案されているわけですね。ですから、根本の法律を見た時にどうなのか、それと、これは廃止して何か不都合があるのかというところを見た場合には、私は、今の法制度の中で何ら矛盾はないというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 斎藤委員。

○委員（斎藤喜志雄） 全く矛盾はないというふうには考えはないんですね。しかし、法律の見直しをかけているんだとすれば、56条、57条含めてね全部、あれしなかつたら片手落ちだというふうに気がしてならないんだけど、間違いですか。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 私からお話するのも変なんですけどもね、斎藤委員言われるように、例えばですね、皆さんのおところにもいただいたと思うのですけども、この請願団体の人たちが出しているパンフレットの中にね、中小企業相談委員は所得税法第56条は古い法律であり、57条のように86万、50万と定額になつてるのは、むしろ正当ではなく、だから、ここもだめなんですよ、新たに勤労報酬料を正当に認めるというが必要だということを答えるところですよね。だから、いろんな法律の不備という是有るんですよ。所得税法全般の中でね、今、56条と57条を論議しますけども、だから、いろんなことを関連して

やれということはすごいことです。求めているのは、当面、私達ここで不都合が生じているから、当面56条をね止めてほしんだと、無くしてほしんだと、これ素直なストレートな気持ちだと思うんですよね。だから、できるところからやっていく。これを廃止させていくということは非常に大事なことだと思います。

○委員長（前川敏春） 暫時休憩いたします。

（13：59 暫時休憩）

（14：28 再開）

○委員長（前川敏春） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

それぞれ、委員さんには、それぞれいろんなご意見がそれぞれあるんだろうというふうに思います。そして、また、いろんなご意見の中で十分質疑はされたものといたしまして、これで閉じさせていただきたいと思います。

次にですね、討論に入りたいと思います。

先ず、反対討論がある方。

前川雅志委員。

○委員（前川雅志） 本当に、先ほども先日も繰り返しになりますが、これまでいろいろ議論がありましたが、居住者と生計を一つにする配偶者や親族などが、その居住者の営む事業に従事した場合、対価を必要経費に算入されないこととされているのが、第56条ということなんですが、先ほどからいろいろありました。そういったことは57条の中に明記されていまして、青色申告によって正確に納税した場合は配偶者や親族の対価を給与として必要経費に算入できるというふうにありますと、この56条が廃止する必要性を感じませんし、例えば廃止したとしますと、そこで、同じ白色申告が残ったにしても、何だかの先ほどから税理士会の意見とかもありましたが、そういったところで、新たな経営に対する負担がかかってくることも予想されるところでありますので、かえってこの56条が残ることによって、これまで通り白色申告者が適切に納税をされることだと思っておりますので、今回のこの所得税法第56条を廃止する、求める意見書については、不採拓ということで意見を述べさせていただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） それでは次に賛成の方の討論をお願いします。

芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 私のところでは、56条がこれが今の状態であるにあっても、白の場合は専従者控除でしておるという現状がほとんどだという形で聞かせていただいております。陳情の内容がただ56条の無くすようという文言でありますので、そのところを見て、広くいいましたら、先ほど言いましたように、所得としては言われていないんだけども、必要経費として控除されるという形で、枠をね、拡大していくだとかというような、方向性が、おそらく、これから言ひ分になってくるんだろうと思うんですが、そういう意味で、白色の場合は57条のところで、ほとんど扱われておるということがあるもんでありますから、56条のおいてある意味は、別もんとして私は踏まえてあまりないのかなと、もう一つは、この56条が残っておる経緯については、古い日本の考え方というようなものが、背景としてあるのかなと、それがあつて、おそらくこれを外すことができないというような、そういう流れもあるのかなと。

そういうことを考えた時に、生存権と申しますか、そういうふうな、方向を考えた時に、

こういう条文が残っていることが、いいのか悪いのかと考えた時に、あまり私としては、無くなつた方が、人が住みやすくなる形になるのではないかという考え方で、いわゆる、その56条を、その文言でありますから、今度のことに関しては賛成をしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 次に反対の方の討論があれば。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） なければ賛成の方の討論を受けます。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 日本の税についてというのは、一つには個人単位、それから、もう一つは能力に応じて払うという、能力に応じて負担するという大原則があります。この原則は日本の憲法の人権の規定でありますから、男女平等ですとか、そういった、制度面も含めましてね、そういうことに意図して作られているというふうに思います。

そういう中であって、この所得税法の56条については、同一世帯で事業を営んでいた場合にその家族についての労賃をきちんと経費に認めないというふうに定められていることですから、そのことによって、現実認識というものはやっぱり大きいものがあると思います。

結局、所得をきちんと、払える人たちが所得を補償されるということは、その補償された所得によって融資の問題であるとか、あるいは公共料金の問題だとか、いろんな点につながっていく。

だから、本来的に働いていれば、この労働の対価として所得を認めるということは、大原則でありますし、原点の個人にかけるというところに持つていって、一緒に持つていったとしても、その点は共通するものがあるというふうに思います。ずっと外されてきていく、とりいれられていない、いわゆる、古い体質の状況が今も残っているということは、やっぱり大変残念なことありますから、陳情者の思いに応えて速やかに、この部分は廃止していくといことは、私は大切だというふうに思います。

○委員長（前川敏春） それではですね、これで討論を終了させていただきます。

次にですね、採決に入らせていただきます。

陳情第3号、所得税法第56条の廃止を求める意見書の採択についての陳情について、賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○委員長（前川敏春） 起立少数であります。

したがいまして、陳情第3号、所得税法第56条の廃止し求める意見書採択についての陳情書については、不採択と決定をいたします。

次にその他に入るわけでありますけども、何か委員さんの方から有りましたら。

なければですね、以上を持ちまして、総務文教常任委員会を閉会させていただきます。

（14：36 閉会）